

Osaka Medical Practitioners' Association

2017年12月 No.137

## 勤務医LETTER

発行 大阪府保険医協会 <http://oh-kinmui.jp/> E-mail [web@oh-kinmui.jp](mailto:web@oh-kinmui.jp)  
〒556-0021 大阪市浪速区幸町1-2-33 ☎06-6568-7721(代) FAX06-6568-2389

各種相談

法律相談 (第1月曜日 但し1月、8月は休み)

日時 2月5日(月) 午後2時~4時 相談員 西 晃 弁護士

税務相談 (第3水曜日)

日時 1月17日(水) 午後2時~5時 相談員 協会税理士団

雇用相談 (第3木曜日)

日時 1月18日(木) 午後2時~4時 相談員 協会社労士団

申込みは FAX06-6568-2389で担当・久保/板東まで

新専門医制度への不安  
—研修先が大病院へ集中—

勤務医担当副理事長 川崎 美榮子



新専門医制度の船出が難航している。NHKニュースおはよう日本でも取り上げられたが、対象は医学部卒業後2年の臨床研修をした医師、専門医の研修先は自由であるが、大病院に集中する懸念があり、都市部での定員が設け

られるというので不安が広がっている。

塩崎元厚労大臣が専門医の取得は義務でなく、医師としての自律的な取り組みと談話を残して、制度は微妙に変化せざるを得なくなっている。高久史麿・前日本医学会長

は、地域医療などへの影響を懸念する声がこれほど起こると思っていなかったと言う。ドイツのように専門医取得を義務化し、その人たちを医師会員としたら地域偏在をコントロールできると考えていたらしい。

女性医師の研修に対する懸念も出て、研修プログラム制だけでなくカリキュラム制も取り入れられる。

また日本専門医機構も執行部交代から同機構と学会の関係も変わって、学会中心の制度に変わっている。

このような混乱の中でも10月には専攻医募集を開始し、2018年から開始を言う。厚労省の「医師養成の在り方と地域医療に関する検討会」では、来年度から始めることを明確にしていたわけではないという委員もあるが、延期ということにはならない

ようだ。

すでに各県の専門研修基幹施設が発表されている。今のままではこれまでとあまり変わらないのではとも感じるが、へき地医療などを研修条件にしたプログラムを条件にすると、女性医師たちにはハードルが高くなるのではと予想される。最近のアンケートでは、医師を子供に勧めたいと答えた割合は米国57.1%、日本42.4%と医師の社会的地位に不安を抱くのは老婆心だろうか？

## 開業して思うこと 70



## 50歳からの開業を経験して…

かまちレディースクリニック (吹田市) 院長 蒲池 圭一

早いもので開業してから一年半が経過しました。

私の場合は、初めから開業を考えていた訳ではなく、むしろ勤務医のまま医師人生を終えるのだろうと漠然と思っていました。

私の専門科目は産婦人科であり、勤務医として数多くの分娩に立ち会い、緊急帝王切開のため夜間に呼び出しを受けることも珍しくありませんでした。新しい生命の誕生に関われることは、やりがいもあり、充実した日々を過ごしておりました。ただ年齢を重ねるにつれて次第に体力の低下を自覚し、いつまでも昼夜を問わない分娩の現場に身を置くことはできないだろうと悟るようになりました。

50歳を超え、勤務医としての身の振り方を考え

ていた時、同じ公的病院に勤務している他科の同世代の先生達が開業して行くのを目の当たりにして、開業も選択技の一つとして強く意識するようになりました。50歳を超えていたので銀行の融資を受けるのも年齢的にぎりぎりかなと思ひ、本格的に開業場所を探し始めました。医師一人で開業する以上、分娩を取り扱うのはリスクが大き過ぎますし、又開業資金も膨大になりますのでレディースクリニックとしての開業を目指すこととしました。

様々な方面から開業場所に関する情報提供をいただきましたが、条件の良いところが中々見つからず困っていたところに、自宅より比較的近い南千里に医療モールが出来るので入居しませんかとの御依頼をいただき、この地での開業を決意しま

した。開業場所は当たり前ですが、毎日通勤する場所ですので自宅より比較的近い場所を選択するのが良いと個人的には思います。実際に開業してみると、勤務医時代に想像していたよりはるかにハードですので、自宅より近い場所で開業して正解だったと思っています。

勤務医時代は全神経を診療に注げば良かったのですが、開業医は診療以外にも経営、人事など多岐に亘るマネジメントをすることが必要になります。逆に言うと、全てが院長である自分の裁量にかかっていますので、やりがいは大きいと思います。又これも当然のことですが、医師一人での開業の場合は代診医がいなくてですから、絶対に休めないのが、勤務医時代よりも健康に気を配るようになりました。休日にはランニングなどで身体を動かし、日ごろの貯まったストレスを発散するようにしています。

今後とも、微力ながら開業医として謙虚な姿勢で出来るだけ長く、地道に頑張っていくつもりです。少しでも地域医療に貢献できれば幸いです。

勤務医部会  
講演会を開催「医療事故調査制度」と  
「医師法21条異状死体等の届出」について講演

勤務医部会は11月25日難波御堂筋ホールにて「医療事故調査制度の現状と問題点」をテーマに北浜法律事務所弁護士・医師 長谷部圭司氏、「医師法第21条「異状死体等の届出義務」について」をテーマにいつき会ハートクリニック院長・東京保険医協会理事 佐藤一樹氏による講演会を開催し、60人が参加した。

長谷部氏は、「あくまで医療事故調査制度は医療事故の再発防止のための制度であり、個人責任の追及は萎縮や隠蔽に繋がり無意味である」と指摘し、再発防止のためには組織全体の責任であり、個人の責任を追及しないことが必要であると

した。また、医療事故調査に関して外部に調査依頼する場合の問題点として、第三者機関は過失の判断に関してカンファレンスレベルの問題を法的問題に押し上げる危険性があり、外部委員を入れる場合は相当慎重にすべきと警鐘を鳴らした。

続いて登壇した佐藤氏は、24時間以内に警察署に届け出るとしている医師法21条の「検案して異状を認めたとき」について都立広尾病院事件を例に解説し、「あくまで最高裁及び行政の見解は死体検案時に『外表面の異状を認めたとき』であるとし、誤薬や急変等から異状性を認めたとき(死亡時)ではないとした。また佐藤氏は「異状死の場



合は警察に届け出が必要」とのミスリードがいまだ主張されている点に対し「条文にない文言で医師を罰しようとする点で罪刑法定主義に反することになる」と危惧を指摘した。

# 勤務医に役立つ医薬情報 第3回

## 薬剤師からの疑義照会について

廣田 憲威 ひろたのりたけ・薬剤師  
一般社団法人 大阪ファルマプラン 理事長



第3回目は「疑義照会」についてのお話です。疑義照会とは、処方箋を受け付けた薬剤師が、処方内容について処方医に確認をする行為のことで、院外処方箋を発行されている医師にとって、薬剤師からの疑義照会は、ある意味で煩わしいと思われるのではないのでしょうか？今回は、薬剤師がどうして疑義照会をしなければならないのかの根拠についてご説明したいと思います。

### 疑義照会には2つの意味がある

薬剤師は、患者から処方箋を受け取り調剤に入る前にまず行うべきことに「処方監査」があります。処方監査では、処方箋に記載されている事項（患者氏名、性別、年齢、保険番号、処方医の捺印、処方薬剤の用量・投与期間など）の確認にはじまり、患者情報や過去の薬歴やお薬手帳から、投与禁忌・薬物相互作用・アレルギー・副作用歴・同種同効薬の重複処方など有無の確認を行い、処方箋の中に疑わしい点がないかどうかの確認を行います。これらのことは、薬剤師法の第24条で以下のように定められています。

#### 薬剤師法第24条

薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない。

上記のチェック項目の中でも、必ず処方医の確認を得なければならないものとして、「投与禁忌」（例：緑内障患者への抗コリン剤の処方）、「薬物相互作用」（例：ニューキノロン系抗菌薬とマグネシウム製剤の併用）、「同種同効薬の重複処方」（例：H<sub>2</sub>拮抗薬が既に処方されている患者へのPPI製剤の処方）、「残薬調整」（残薬により処方日数の削減や処方そのものを削除すること）があります。これらについては、疑義照会を受けた医師もご理解いただけるかと思われますが、煩わしいと思われる疑義照会の典型は次の「変更調剤」の依頼かと思われます。

薬剤師は、薬剤師法第23条に基づき、処方医の同意がなければ処方内容を勝手に変更してはいけません。すなわち変更調剤の禁止です。

#### 薬剤師法第23条（処方箋による調剤）

薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方箋

によらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

2 薬剤師は、処方箋に記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

処方箋通りに調剤することは当たり前の事ですが、医療機関が日々連携されている保険薬局以外のところに処方箋が持ち込まれた際に、処方されている全ての銘柄に対応できない時の疑義照会が変更調剤の依頼に該当します。

通常、医療機関から発行される院外処方箋は、基本的に国内のどこの保険薬局でも対応しなければならず、災害や薬剤師が不在しているなどの正当な理由がなければ調剤を断ることができません（薬剤師法第21条）。しかし、保険診療で処方できる医薬品は内服薬で11,840品目（2016年4月改定時の銘柄数）あるものの、薬局単位で備蓄している品目数はせいぜい1,500品目前後と限られるのが現状です。患者さんが諸般の事情でいつもと異なる薬局に処方箋を持ち込まれた際に処方薬が備蓄していないと、薬局では近隣の薬局に連絡を取り「分譲」（薬局間で医薬品を融通し合うこと）をお願いしたり、卸に至急発注をかけることで対応します。これらには一定の時間もかかります。しかし、夜間で近隣の薬局に分譲に行けない場合や、患者さんが急がれている場合には、やむを得ず薬剤師が処方医に銘柄や同種同効薬への変更をお願いしなければなりません。処方医からすれば、「なんで特別な薬でないのに薬局に備蓄していないの？」と思われるかもしれませんが、このような事情があることをご理解ください。そして、薬剤師が疑義照会している間は、患者さんは薬局でお待ちになられておりますので、たとえ忙しい診療中であっても、患者さんのために直ぐにご対応していただければ、薬局としても非常に助かります。

最後に、薬剤師法で疑義照会を行うことは薬剤師に義務付けられていますが、医師法では薬剤師からの疑義照会に応じることは明記されていません。その理由については諸説ありますが、ここでは割愛します。しかし、保険医療機関及び保険医療費担当規則第23条第2項では「保険医は、その交付した処方箋に関し、保険薬剤師から疑義の照会があつた場合には、これに適切に対応しなければならない。」と定められていますので、チーム医療の一環として薬剤師からの疑義照会には迅速かつ適切にご対応いただくことを、心からお願い申し上げます。

## 伝言板 Message Board

### テナント物件/貸医院

- ▶テナント物件（医療ビル）/東淀川区大隅/地下鉄・市バス・私鉄各駅徒歩1～7分/住宅地・人通り・近辺スーパー多/大阪市「まちづくり整備要綱」に則ったバリアフリー基準/類稀なプレート・ラーメン構造（壁厚40cm、天井高3m80cm）、耐震・遮音性能抜群、自由なインテリア構成可能/全館5階建・現在1F・2F・3F空室/内覧歓迎/問合せ・06-6327-0498（村井）
- ▶テナント物件/東成区東小橋3-17-1/JR・地下鉄・近鉄「鶴橋」駅・徒歩1分/千日前通・アーケード有/5階約26坪/皮膚科・耳鼻科・婦人科・眼科等急募（内科既決）/問合せ・06-6313-3380（阪急不動産）
- ▶テナント物件/北区大淀中・梅田スカイビル/JR「大阪」駅・「梅田」駅/徒歩8分/60坪/内科・整形外科・耳鼻科他/面積相談可/問合せ・06-6440-3046（積水ハウス）
- ▶貸医院/港区夕風交差点前/地下鉄中央線「朝潮橋」駅・徒歩5分/市バス停前/内科・外科最適/一戸建鉄骨2階/合計約50坪/集客力大/連絡先・06-6574-1526（藤田）
- ▶貸医院/東大阪市森河内西1-16-3/近くへ移転開院の元歯科医院戸建（延64坪）/近隣眼科・内科・薬局あり/ミニメディカルゾーン他診療科好適物件/問合せ・06-6783-9001（小南）
- ▶貸医院/富田林市藤沢台3-2-26/前皮フ科医院院長死去のため、H27年内装全やりかえ・レントゲン室完備・器具備品付/1F36.68坪：診療室、2F30.16坪：住居/南海「金剛」駅バス10分、徒歩すぐ/条件その他応相談/問合せ・072-252-3774（香川）

新規開業を検討されて 参加費 無料 いる先生方へ

## 新規開業講習会のご案内

2018年1月以降の予定

### 『新規個別指導』編

近畿厚生局の開業半年後の指導に備えて

1月13日(土) 14:30～16:30

講師：保険医協会役員・事務局

### 『トラブル対策』編

患者やスタッフとのトラブルもこれで万全

2月24日(土) 14:30～16:30

講師：尾内 康彦 保険医協会事務局参与

### 『雇用管理』編

スタッフとの信頼関係は医院経営の要

3月17日(土) 14:30～16:30

講師：桂 好志郎 社労士

※会場はいずれも保険医協会会議室、参加費は無料。事前にご予約ください。

## 勤務医・研修医をサポートする 保険医協会にご入会ください。



01

### 大型生命保険

少ない掛け金で  
最大9000万円の保障

02

### 保険医年金

臨時の一時金、老後の年金と  
自由に受給を選択  
最低保証利率は年1.259%  
※2017年度実績

03

### 休業補償制度(勤務医のみ)

加入時の保険料で  
75歳までの長期保証  
+医師賠償責任保険  
安心して診療に専念

勤務医の先生方

ぜひお問い合わせください

●自動車・火災保険も5%割引

新規・更新時にぜひとも検討を。

●有利な特別金利プランを設定

住宅の新築・マンションの購入、医院と住宅の兼用新築など。

入会・資料請求のお問い合わせ

TEL.06-6568-7721 <http://oh-kinmui.jp/>  
ホームページからも資料請求いただけます。